

(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和7年6月5日

寒川町長 木村俊雄

## 記

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託

#### (2) 業務内容

業務内容は別紙「(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託仕様書」のとおり。

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 2 参加資格要件

参加することができる者は、参加申請書の提出日現在において、令和7年度の寒川町入札参加資格登録されている者とし、次に掲げる要件全てに該当し、業務を安定的かつ円滑に実施できる者とする

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく、破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 2年以内に、手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、

- 会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (6) 6箇月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (7) 寒川町暴力団等排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号）第 2 条第 1 号から第 5 号に規定する要件に該当する者でないこと。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約を解除する。
- (8) 申請主体の現在の主たる事業所が所在する市区町村において、直近の国税（法人税及び消費税）、市町村民税（法人市町村民税、固定資産税）に未納の税額がないこと。
- (9) 他自治体で直近 5 年以内に同種及び類似業務（PPP/PFI を用いた官民連携の事業手法に関する外部アドバイザー業務）に関する契約実績を有すること。
- (10) 共同企業体の場合には、構成員全員が上記（1）～（8）までの全てを満たすこと。
- (11) 上記（8）及び（9）については、契約時に書類を提出すること。
- (12) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者を配置すること。
- なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。
- イ) 管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設―都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））を有する者とする。
- ロ) 管理技術者と照査技術者の兼務は不可とする。
- ハ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士を配置できること。

### 3 その他

その他手続きや審査に関する詳細については、「プロポーザル実施要領」と「事業者選定基準」による。

#### 【問い合わせ先】

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地

寒川町町民部スポーツ課

電話 0467-74-1111

Mail [sports@town.samukawa.kanagawa.jp](mailto:sports@town.samukawa.kanagawa.jp)

# (仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託 仕様書

## 1. 業務名

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託

## 2. 業務目的

寒川町が PPP/PFI 手法を導入して実施する(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業について、最も適した公募方法を選択するための調査・検討及び募集資料等の作成を行い、事業者募集から選定、契約締結プロセスまでの的確な推進を支援することを目的とする。

また、本業務を進めるにあたっては、(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想及び(仮称) 相模川一之宮公園整備に係る基本計画(以下、「基本構想・基本計画」という。)に基づき、持続可能なまちづくりを進めるため、人口減少期を見据え、地方創生を目的とした重要な業務であることから、受託した事業者においても、町をはじめとする様々な関係者と連携し、最大限の熱意・努力をもって事業に取り組むことを前提としている。

## 3. 施設の概要

施設の概要については別紙「施設概要」を参照。

## 4. 業務期間

契約日から令和8年3月31日までとする。

## 5. 業務内容

### (1) 導入可能性評価：契約締結後～9月中旬

民間ならではの経営力・企画力等を活かし、より効果的に整備・運営するため、事業スキームへの具体的な反映方策等を検討・整理する。

#### ア 事業概要の設定

町が実施するマーケットサウンディングの結果及び関係機関との調整により、事業内容、事業範囲、事業期間、事業の流れ等の検討を行い、事業概要を設定するとともに、事業者募集資料に反映させる。

#### イ VFM の算定

事業概要の設定をもとに、VFM の算定を行う。

#### ウ 民間事業者の選定方法の整理

DB+指定管理者制度等による最適な公募方法、選定方式を検討し、実施課題、留意事項等を整理する。

(2) 概算事業費の検討：契約締結後～9月中旬

基本構想・基本計画等を踏まえ、施設整備等にかかる概算事業費を検討する。

(3) 官民リスク分担の検討：契約締結後～9月中旬

事業期間中の各段階（計画、設計、建設、維持管理、運営等）におけるリスクを抽出し、官民の適切なリスク分担について検討する。

(4) 事業実施に向けた課題と事業スケジュールの検討：契約締結後～9月中旬

事業の実施にあたっての課題について整理するとともに、事業者公募及び施設の供用開始までのスケジュールを検討する。

(5) DB+指定管理者制度方式等の事業者募集資料作成：契約締結後～9月中旬

基本構想・基本計画を踏まえ、（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク整備及び（仮称）相模川一之宮公園整備に導入が可能と考えられる事業手法（DB+指定管理者制度と Park-PFI 等）について整理するとともに、それぞれの事業手法・スキームについて、DB+指定管理者制度方式等により募集、選定するため、①～⑦の公募書類を作成する。

- ① 募集要項
- ② 要求水準書
- ③ 優先交渉権者選定基準
- ④ 様式集
- ⑤ 基本協定書（案）
- ⑥ 事業契約書（案）
- ⑦ その他、町が指定する書類

※上記①～⑦の作成にあたっては、PPP/PFI 事業の経験を有する弁護士の協力を得て実施する。

(6) Park-PFI に係る調査・検討：契約締結後～9月中旬

ア 公募条件の検討

公募対象公園施設及び特定公園施設の公募を行うに際し、マーケットサウンディングの結果を踏まえ、公募条件として店舗の種類、規模を検討し、公募対象公園施設の整備区域を選定する。また、特定公園施設を整備する区域と隣接する公園施設との連携、利用方法を検討する。

イ 公募設置等指針の検討：契約締結後～9月中旬

国土交通省が地方自治体向けに公開している公募設置等指針を参考に、下記の事項について検討し、公募素案及び様式集を作成する。

- ・公募対象公園施設等の建設に関する公募設置等指針
- ・公募の実施、手続きに関する事項
- ・特定公園施設及び利便増進施設の建設に関する公募設置等指針
- ・事業実施条件や認定計画提出者の権利、義務等を定めた基本協定書（案）
- ・リスク分担
- ・事業者の審査に関する選定委員会や審査基準等に関する事項等

#### (7) 公募資料の作成：契約締結後～9月中旬

Park-PFI 制度による整備を予定する施設の建設において、事業者を募集、選定するため、下記の資料作成を行う。なお、公募資料については、Park-PFI 推進支援ネットワークにおける「公募情報（整備・管理運営）」への掲載を実施するものとする。

##### ア 公募設置等指針(案)の作成

都市公園法第 5 条の 2 に基づく、下記事項を定めた公募設置等指針の策定を支援する。策定にあたっては「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」を参考とすること。

- ①公募対象公園施設の種類
- ②公募対象公園施設の場所
- ③設置又は管理の開始の時期
- ④使用料の額の最低額
- ⑤特定公園施設の建設に関する事項
- ⑥利便増進施設の設置に関する事項
- ⑦都市公園の環境の維持及び向上措置
- ⑧認定の有効期間
- ⑨設置等予定者を選定するための評価の基準
- ⑩公募の実施に関する事項等

なお、上記事項は、関係部局との調整を行い決定する。

##### イ 基本協定書(案)の作成

Park-PFI 制度に基づく施設整備、設置許可では、公園管理者と民間事業者の責任分担や費用負担について明確化するため基本協定書（案）を作成する。基本協定書（案）の作成にあたっては、PPP/PFI 事業の経験を有する弁護士の協力を得て実施する。

##### ウ 特定公園施設に係る建設・譲渡契約(案)の作成

公園管理者と認定計画提出者との契約に基づき建設される Park-PFI 制度に基づく特定公園施設を対象として、譲渡の対価や支払条件、整備が遅延した場合の条件等

を示した特定公園施設に係る建設・譲渡契約書（案）を作成する。

(8) 民間事業者の募集・選定支援：契約締結後～契約終了まで

ア 現地見学会・説明会開催支援：令和7年10月

事業者募集に関する公表(公告)を実施後、参加意向を有する民間事業者に向けての現地見学会・説明会の開催（1回）を支援する。現地見学会・説明会に同行し説明の補助を実施するとともに、事業者への説明資料の作成を行う。

イ 民間事業者の質疑に対する回答案作成：令和7年10月下旬

事業募集の公示に伴い、民間事業者より提出される募集要項質疑に関する回答案の作成を行う。

ウ PFI等選定委員会の運営支援：令和7年9月初旬～令和8年1月下旬

町が選定する委員（学識経験者、専門家等）からなるPFI等選定委員会の開催に必要な会議資料作成、議事録作成、審査結果・審査講評の作成及び公表に関する支援を行う。選定委員会は、公募前1回、提案審査時1回（計2回）開催する。

また、参加資格の審査及び事業者提案の審査にあたり、資格審査資料（提出書類、財務諸表チェック等）及び提案書の概要資料等の作成を支援する。

なお、委員への謝金は、必要に応じて発注者が各委員に直接支払うことから、本業務の経費から除外すること。

選定委員会は次の内容を予定する。

- ・第1回：募集書類、事業スケジュール、審査方法、審査基準の確認
- ・第2回：各事業者の提案概要の確認、事業者の選定

(9) 契約締結支援：令和8年1月下旬～2月下旬

選定された事業者の提案内容を踏まえ、以下に示す①～③の支援を行う。事業者との協議に際しては、PPP/PFI事業の経験を有する弁護士の支援を受けて行う。

- ① 基本協定締結に係る交渉支援
- ② 契約締結に係る交渉支援
- ③ その他契約締結に係る交渉支援

(10) 報告書の作成

(1)～(9)までに内容を作成した資料等を取りまとめ、報告書として整理する。

(11) 打合せ協議

打合せ協議は、初回・中間（3回）・最終(成果品納入時)に行うものとする。

(12) 留意事項

- 1) 業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。
- 2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、本仕様書に記載なき事項等について疑義を生じた場合は、その都度速やかに本町と協議の上、その指示に従うものとする。
- 3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

(13) 成果品等

報告書（業務全般、関連資料等を含む） 2部  
※A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本  
電子媒体（USB等） 一式

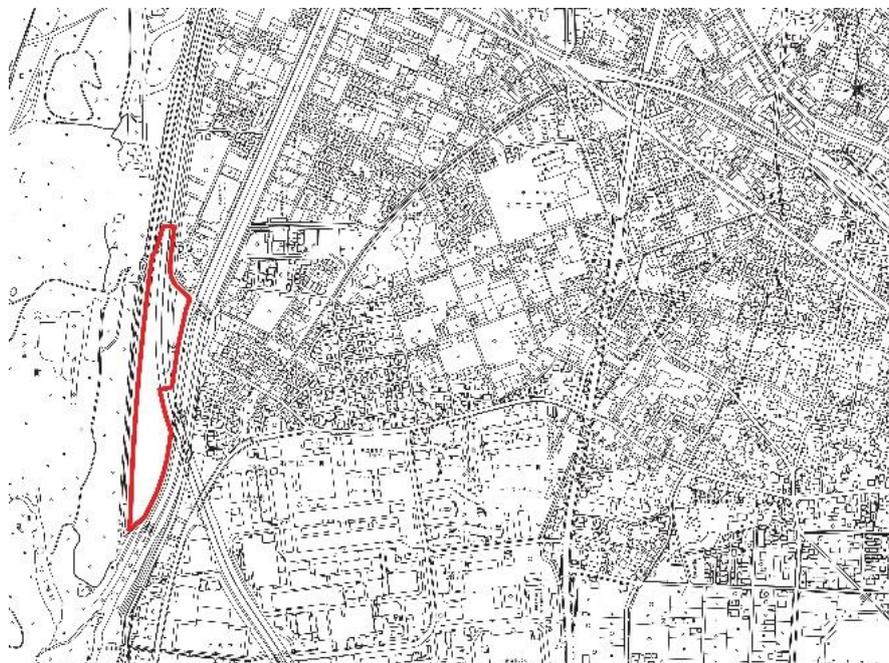
(14) 実施スケジュール

本業務及び公募スケジュールについては、以下の日程表（案）を想定する。

項目	日程	備考
公募書類の作成	契約締結後 ～9月中旬	募集要項、要求水準書、評価基準書、契約書など
PFI等選定委員会	9月下旬	公募（案）書類の確認・審議
公募書類の公表	10月初旬～中旬	
現地見学会・説明会の開催	10月中	
募集要項等の質問回答公表	10月下旬	
参加表明書・参加資格要件確認書類の受付〆切	11月上旬	
参加資格要件確認結果の通知	11月中・下旬	
事業（企画）提案書の受付〆切	12月下旬	
PFI等選定委員会	1月中旬	事業（企画）提案書に対する質問調整
PFI等選定委員会	1月下旬	事業者プレゼンテーション・ヒアリング 最優秀提案者・次点提案者の選定 審査講評の審議
優先交渉交渉権者の公表 審査講評の公表	2月中・下旬	町HPに公表
仮契約締結	2月中・下旬	
本契約締結	2月下旬	

【別紙】施設概要

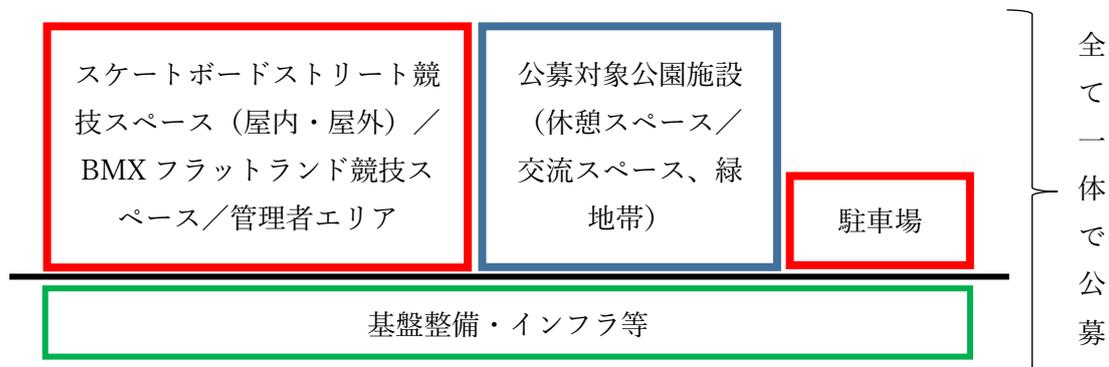
- (1) (仮称) 相模川一之宮公園の整備想定区域  
神奈川県高座郡寒川町一之宮五丁目地内



- (2) (仮称) 相模川一之宮公園の整備想定面積  
約2.5 ha

- (3) 事業内容イメージ (案)

- : DB 事業者による設計・施工。 指定管理者による管理・運営
- : Park-PFI 事業者による設計・施工・管理・運営。
- : 町による、設計・施工



※上記のイメージは現段階の案であり、今後の事業概要の設定や民間事業者の選定方法の整理を行う段階で変更する可能性があります。

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園  
整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、寒川町が実施する「(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託」において、公募型プロポーザル方式により、業者を選定するための必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託

(2) 内容

業務内容は別紙「(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

(4) 提案限度額

38,181,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 事業者選定方式

公募型プロポーザル

4. 参加資格

参加することができる者は、参加申請書の提出日現在において、令和7年度の寒川町入札参加資格登録されている者とし、次に掲げる要件全てに該当し、業務を安定的かつ円滑に実施できる者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に

該当しないこと。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく、破産手続開始の申し立てがなされていないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 2年以内に、手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (6) 6箇月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (7) 寒川町暴力団等排除条例（平成23年寒川町条例第11号）第2条第1号から第5号に規定する要件に該当する者でないこと。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約を解除する。
- (8) 申請主体の現在の主たる事業所が所在する市区町村において、直近の国税（法人税及び消費税）、市町村民税（法人市町村民税、固定資産税）に未納の税額がないこと。
- (9) 他自治体で直近5年以内に同種及び類似業務（PPP/PFIを用いた官民連携の事業手法に関する外部アドバイザー業務）に関する契約実績を有すること。
- (10) 共同企業体の場合には、構成員全員が上記（1）～（8）までの全てを満たすこと。
- (11) 上記（8）及び（9）については、契約時に書類を提出すること。
- (12) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者を配置すること。  
 なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。
  - イ) 管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画））を有する者とする。
  - ロ) 管理技術者と照査技術者の兼務は不可とする。
  - ハ) 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士を配置できること。

## 5. 日程

事業者選定に係るスケジュール項目		期日
1	公募開始	令和7年6月5日(木)
2	質問書の受付期限	令和7年6月16日(月) 午後5時まで
3	質問書の回答期限	令和7年6月20日(金)
4	参加申込書の提出期限	令和7年6月27日(金) 午後5時まで
5	参加資格要件確認結果の通知	令和7年7月4日(金)
6	企画提案書等提出期限	令和7年7月11日(金) 午後5時まで
7	選定審査（プレゼンテーション・質疑応答）	令和7年7月下旬 ※予定
8	選定結果通知予定	令和7年7月下旬 ※予定

## 6. 質問の受付及び回答

本調達に関する質問は、次により電子メールで行うこと。

### (1) 提出方法

ア 様式 質問書(様式1)

イ 送信先 寒川町町民部スポーツ課

e-mail : sports@town.samukawa.kanagawa.jp

ウ 件名「(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託に関する質問(事業者名)」

### (2) 質問期間

令和7年6月16日(月)午後5時まで

### (3) 質問に対する回答

令和7年6月20日(金)までに、全参加者からの質問及びその回答をメールで通知する。

## 7. 参加申込

本調達に参加できる者は上記「4. 参加資格」を満たしているものとする。

### (1) 提出書類

ア 参加申込書(様式2)

イ 業務実績書(様式3)

ウ 業務実績に係る契約書類の写し

エ 参加資格に関する誓約書(様式4)

### (2) 送信先 寒川町町民部スポーツ課

e-mail : sports@town.samukawa.kanagawa.jp

### (3) 件名

「(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託参加申込書(事業者名)」

### (4) 受付期間

令和7年6月27日(金)午後5時まで

### (5) 参加資格要件の確認結果の通知

本事業の事務局にて、応募者の備えるべき参加資格要件について審査し、確認結果を令和7年7月4日(金)までに電子メールで通知する。

## 8. 企画提案の提出要領

### (1) 提出書類及び部数

紙媒体：

ア 届出書(様式5) 1部

イ 企画提案書 15 部（本業務における実施方針と実施体制および業務工程表を記載すること）

ウ 価格提案書（様式 6） 15 部

エ 価格提案内訳書（様式 7） 15 部

電子媒体：上記 1 部

(2) 提出場所

寒川町町民部スポーツ課 〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165

(3) 企画提案書等受付期限

令和7年7月11日（金）午後5時まで

(4) 提案方法

郵送または持参（郵送の場合は、提出期限必着のこと。）

(5) 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(6) その他

受付期間後における書類の追加、修正、差替及び再提出は、一切認めない。

(7) 企画提案書作成方法

ア 件名 「(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託企画提案（事業者名）」

イ 内容 「(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託仕様書」のとおりとする。

ウ 様式

- ・様式の定めはないが、用紙のサイズはA4とする。
- ・会社名やロゴマーク等、応募者を特定できる表記はしないこと。
- ・使用する文字は原則 10.5 ポイント以上とすること。
- ・提案書は Microsoft 社の Word 又は Excel（ともに Ver. 97 から Ver. 2013）により作成してください。
- ・A4 縦長サイズのファイルで綴じ、様式番号ごとにインデックスタイトルを付け、表面及び背表紙に「(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務」と記入すること。

エ 特定テーマ

当該業務を行う上で特に留意すべき事項とそれを踏まえた業務方針について、具体的に記載すること。

## 企画提案書内容

No.	提出書類	様式	備考
1	特定テーマに対する具体的な提案	任意様式	<ul style="list-style-type: none"><li>・ A 4 用紙片面 2 枚以内で簡潔に記載すること。</li><li>・ 企画提案書には、別表に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定する実施内容等を具体的に記載すること。</li></ul>
2	業務実施体制	任意様式	<ul style="list-style-type: none"><li>・ A 4 用紙片面 1 枚以内で簡潔に記載すること。</li></ul>
3	業務工程計画	任意様式	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 作業項目ごとに実施スケジュールがわかるようにバーチャート等で記載すること</li><li>・ A 4 用紙又は折込み A 3 用紙 1 ページに記載すること</li></ul>

## 9. 審査要領

### (1) 評価基準

事業者選定基準による

### (2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

ア 日時 令和 7 年 7 月下旬 ※予定（開催日時は別途通知）

イ 場所 寒川町役場（神奈川県高座郡寒川町宮山 1 6 5 番地）

ウ その他

- ・プレゼンテーション・ヒアリングは、1 社につき 3 0 分（説明 2 0 分、質疑 1 0 分）とする。プレゼンテーション・ヒアリングは、応募グループが提案内容に関するプレゼンテーションを行い、審査員が質疑等のヒアリングを行うことを想定している。
- ・企画提案書に基づき実施し、それ以外の資料は使用してはならない。
- ・本業務に配置されている予定の担当者や責任者となる人物がプレゼンテーションに参加すること。
- ・質疑応答及び評価は非公開とする。

## 1 0 審査員

寒川町特別職、寒川町職員により審査するものとする。

## 1 1. 事業者の決定方法

本事業における優先交渉権者の選定は、企画提案書及び事業者選定基準に基づき、妥当性及び確実性等を総合的に評価するプロポーザル方式により行う。

応募者が1者の場合でも有効に成立するものとし、当該事業者の企画提案が失格でなければ、当該事業者を第一優先交渉権者とする。

#### 1 2. 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和7年7月下旬に電子メールで通知する。

#### 1 3. 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合
- (2) 提案価格が提案限度額を超えている場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 公平な審査を害する行為があった場合
- (6) 暴力団員等(寒川町暴力団排除条例(平成23年寒川町条例第11号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団経営支配法人等(条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)と認められたとき。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (8) 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたときを含む。)

#### 1 4. その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 審査及び選定結果に関しては、いかなる問合せにも応じない。
- (3) 本募集に参加する者は、優先交渉権者決定後において、本実施要領等の内容における不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 提案書については、町以外の第三者への提供は行わないものとする。
- (5) 本募集において知り得た情報は、本募集の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。

#### 1 5. 問合せ先

寒川町町民部スポーツ課

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165

電話0467-74-1111

(様式1)

質 問 票

令和 年 月 日

(宛先) 寒川町長

(提出者) 所在地

電話番号

事業者名

代表者(役職・氏名)

担当者連絡先:(TEL)

(mail)

(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務について、次の事項を質問します。

質 問 の 内 容

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

注1: 質問受付期間: 令和7年6月5日(木)~令和7年6月16日(月)午後5時まで

注2: この様式を添付ファイルとし、次のメールアドレスに送信してください。

sports@town.samukawa.kanagawa.jp

注3: メールの標題は、「(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託に関する質問(事業者名)」としてください。

注4: 令和7年6月20日(金)までに回答します。

(様式2)

参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 寒川町長

次の関係書類を添えて、(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務に係るプロポーザルに申し込みます。

事業者名		
所在地	〒	
代表者氏名		
連絡先	TEL	
	FAX	
	E-mail	
	担当者	
会社概要	設立年月日	
	資本金	
	従業員数	
	業務内容	
	HPアドレス	

注1: 参加申し込み受付期間は、令和7年6月5日(木)～令和7年6月27日(金)午後5時までです。

注2: この様式と「業務実績書(様式3)」、「参加資格に関する誓約書(様式4)」を添付ファイルとし、次のメールアドレスに送信してください。

sports@town.samukawa.kanagawa.jp

注3: (仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務に係るプロポーザルへの参加資格要件の確認結果の通知は、令和7年7月4日(金)までに電子メールで行います。

(様式3)

## 業 務 実 績 書

事業者名 \_\_\_\_\_

直近5年以内の同種及び類似業務（PPP/PFIを用いた官民連携の事業手法に関する外部アドバイザー業務）の受注実績を記載してください。

- ・資料の添付をもって記載に代える場合は、その旨を記載してください。
  - ・業務実績のうち、2件程度の契約書類の写しを添付してください。
- ※非公開内容については、黒塗り等で対応してください。

--

(様式4)

## 参加資格に関する誓約書

私は、(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務に係るプロポーザル実施要領の「4.参加資格」を有することについて誓約いたします。

なお、誓約に違反した場合、寒川町が行う措置(契約解除、違約金の徴収、参加停止及び指名停止)について、一切の異議申立てを行いません。

年 月 日

(宛先) 寒川町長

所在地

事業者名

代表者職氏名

(様式5)

届 出 書

令和 年 月 日

(宛先) 寒川町長

(提出者) 所在地

電話番号

事業者名

代表者 (役職・氏名)

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務に係るプロポーザル実施要領に基づき、次のとおり企画提案書等を提出します。

- |                 |      |
|-----------------|------|
| 1. 本様式 (様式5)    | 1 部  |
| 2. 企画提案書        | 15 部 |
| 3. 価格提案書 (様式6)  | 15 部 |
| 4. 価格提案内訳書(様式7) | 15 部 |

(様式6)

# 価格提案書

件名：(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者  
選定支援業務

提案金額

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※消費税及び地方消費税の額を含むこと。

上記(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務について、関係資料を熟読の上、上記金額で提案いたします。内訳は様式7のとおりです。

令和 年 月 日

(宛先) 寒川町長

所在地  
事業者名  
代表者名

(様式7)

価格提案内訳書

令和 年 月 日

(宛先) 寒川町長

(提出者) 所在地  
電話番号  
事業者名  
代表者 (役職・氏名)

事業名称：(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務

【価格提案書の内訳】

費用	金額 (円)
直接人件費	
事業者募集資料等の作成	
VFM の算定	
民間事業者選定支援	
基本協定書案の作成	
契約締結に係る支援	
打合せ協議	
諸経費	
直接経費	
電子成果品作成費	
旅費交通費	
法務確認	
報告書作成	
その他	

※金額は円単位とし、その端数は切り捨てとします。

※消費税及び地方消費税は含めず記載すること。

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

※価格提案内訳書は、(様式6) の価格提案書と整合するよう記載すること。

(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備及び (仮称) 相模川一之宮公園整備事業に係る民間事業者選定支援業務委託 事業者選定基準

## 1 審査の概要

### (1) 審査の方法

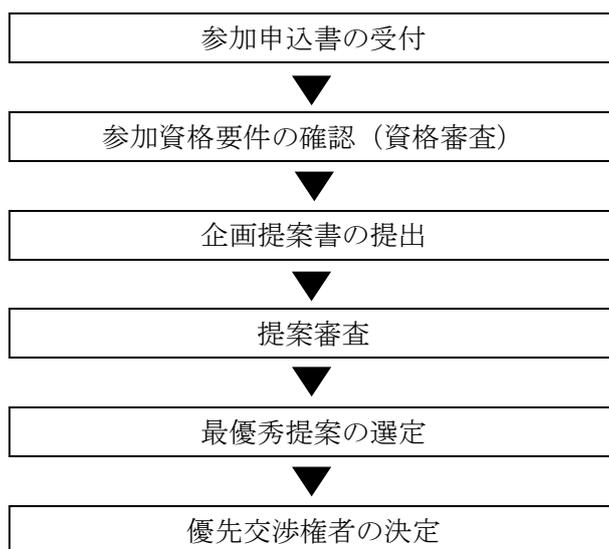
- ・本事業の公募に応募する者（以下、「応募者」という。）からの本事業の実施に係る提案書の提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行う。
- ・審査の方法は、応募者の備えるべき参加資格要件に関する「資格審査」と、応募者からの提案価格および提案書の提案内容に関する「提案審査」による 2 段階で実施する。
- ・資格審査は、本事業への参加表明を行った者の参加資格要件の適格性を審査するために行うものとする。

### (2) 審査の体制

- ・寒川町特別職、寒川町職員により審査するものとする。
- ・提案書について本事業者選定基準に定める審査基準に基づき評価を行い、最優秀提案者を選定する。町は、この結果を踏まえて、本事業の優先交渉権者を決定するものとする。

### (3) 審査の手順

- ・審査の手順は、以下のとおりとする。



## 2 審査基準

### (1) 資格審査

実施要領において示す応募者の備えるべき参加資格要件の具備について審査を行う。  
参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

### (2) 提案審査（プレゼンテーション・質疑応答）

#### ア 提案価格の確認

参加資格審査を通過した者の本事業に対する提案価格が、提案限度額を超えていないことを確認する。この提案価格が提案限度額を超える場合は失格とする。

#### イ 提案内容の審査

提案書の内容について、次頁に示す審査項目ごとに、評価の視点に基づき審査を行う。  
評価点付与基準は、以下に示す5段階によるものとし、評価に従い各審査項目の配点に対する係数を乗じて算出するものとする。

#### < 評価点付与基準 >

評価区分	判断基準	評価点
A	提案内容が、優れている	配点×1.0
B	提案内容が、概ね優れている	配点×0.75
C	提案内容が、普通である	配点×0.5
D	提案内容にやや不安がある	配点×0.25
E	提案内容に不安がある	配点×0

＜価点付与基準＞

審査項目	審査の視点	配点
執行体制	本事業に有効な知識・ノウハウを有しているか。	10
	本事業を実施できる人員体制となっているか。	10
	本事業を遂行するために迅速で適切な工程が設定されているか。	10
担当者の実績	過去の実績のうち、当事業と同種・類似業務実績があるか。	15
企画提案の内容	本事業の目的、条件、内容を理解した企画案となっているか。	10
	業務実施方針の妥当性が高いか。	10
	業務内容が仕様書を満たした必要十分な内容となっているか。	10
	提案内容に実績や実例など根拠があり、実現性のある内容であるか。	10
	提案内容の説明が十分であり理解しやすいか。	10
価格提案書	本プロポーザルにおける提案価格の最低金額。 5点×提案価格のうち最低価格／自社の価格	5
合計		100